

保護者各位

あきる野市立五日市中学校
校長 齋藤 弘圭

学校生活のきまり

1 服装について

男女共通→標準服（中は白のYシャツ）+指定のスラックス又はスカート

夏は、白のYシャツ・白のポロシャツ+指定のスラックス又はスカート

*ベスト着用可（白・紺・グレー・黒）

*ベルト・・・黒、茶の一般的なものを使用する。

*Yシャツ、ポロシャツは、白地で飾りのないもの

*スカート丈は、膝の上端にかかること。

*怪我などの都合により標準服を着用できない場合は、担任に許可を得てください。

*冬季の服装は、登下校の際に必要なに応じて、コート、セーター、タイツを着用してよい。なお、セーターの色は白・紺・グレー・黒とし、タイツの色は黒とする。また、登下校の際はブレザーを着用すること。部活動で使用しているウインドブレーカー等は着用可です。

*カーディガン、ジャンパー、ブルゾン、フードつきパーカーは認められません。

*Yシャツ等の中に着るシャツは「白、黒、紺の単色（ワンポイント可）でハイネックでないもの」

に限り、色付きTシャツは認められません。

*衣替えの期間は、特に決められていません。気温に応じて、標準服を調節してください。

2 履物について

① 通学靴 男女共に体育の授業兼用のため運動靴とします。アップシューズ、ランニングシューズ、ジョギングシューズなどとしてします。

② 上履き・体育館履き

*上履き

1 年	黄色のふちどり
2 年	青色のふちどり
3 年	赤色のふちどり

*体育館履き

学校指定・体育館専用のもの

（兄、姉が使用していたものでも可）

3 靴下について 白、黒、紺・灰色の単色でワンポイント、派手でないものとします。

ストッキング・ルーズソックス・くるぶしの出るソックスは禁止です。

*儀式や行事の場合は、白色を着用することを原則とする。

4 頭髪について

保護者の責任の下、社会通念上常識とされる髪型とします。（運動しやすく、洗髪しやすい髪型）

*染髪・脱色は認められません。

*肩から下に長い場合は、ゴムひもで結びます。（黒、紺、茶）編み込みやリボン禁止

*ワックスなどの整髪料は禁止です。

5 持ち物について

*生徒手帳は、毎日持参です。

*バッグやカバンは、学用品の入る物を使用させてください。（紙袋、ブックバンドは禁止）

*不要なお金や授業に関係の無いもの、装飾品（ネックレス・ピアス・腕輪）は持ち込み不可です。

例：マンガやトランプ、お菓子、携帯電話など

*家庭連絡用の小銭やテレホンカードは持参してもかまいません。

*特別な事情があつて貴重品を持ってきた場合は、担任に理由を説明し、預かってもらいます。

(下校するとき、受け取りを忘れないこと)

6 登校時刻について

生徒は午前8時25分のチャイムが鳴る前に自席に座る。

*ただし、朝礼のある日は、午前8時25分に朝礼隊形で整列する必要があります。

7 生徒下校について ※委員会・部活動がない生徒の下校時刻は15時45分です。

*下校時刻を守り、登下校途中の買い食い、コンビニなどへの立ち寄り禁止です。

*定期考査が始まる1週間前からの部活動は原則的に禁止です。

*最終下校は、3月から9月までは午後6時30分、10月から2月までは午後6時00分です。

*部活動以外の活動で残留するときは、担当の先生に許可を得なければなりません。

(勝手に教室に残らない。)

8 公共物の使用について

故意であつてもなくても校舎、校具、ガラス等破損の場合は、担任に報告し、破損届を提出してもらいます。場合によって、弁償、修復してもらうこともあります。

9 通学について

*徒歩

・徒歩通学者は、交通規則を守り、決められた通学路を通ってください。

*自転車

・学区内で、自転車通学の許可される範囲です。地図をもとに判断してください。

自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願」を係の先生に提出し、校長の許可を得てください。自転車通学者は、整備点検を行い、自転車保険への加入していると認められたTSマーク等のシールが貼ってある自転車を使用してください。必ずヘルメットを着用すること。

・隣接する地区の学区外から通学する者は、保護者の責任において「自転車通学許可願」を校長に申請してください。校長は、その生徒の事情や距離などを考慮し、決定します。

*バス

・バス通学を希望する者は、担任に申し出てください。

・バス通学者は、マナーを守り、他の乗客やバス停付近の住民の迷惑となる行動をしてはいけません。

・バス通学に関して、市の「通学費補助金」が交付される対象地区は、養沢、小宮中部、乙津青木平地区ですが、それ以外の地区で希望の方は御相談ください。

10 諸届け、連絡について

欠席・遅刻・早退・欠課・忌引・その他の届け出・連絡等は、生徒手帳の所定の欄へ記入し、保護者確認の上、担任へ届け出てください。なお、上記のことができない場合は、午前8時10分までに電話、またはスクールメールで連絡をお願いします。

11 アルバイトについて

アルバイトは認められません。

12 その他

*学校保健法で定める感染症になった場合、出席停止となりますので学校に連絡してください。なお、養護教諭より「感染症による欠席及び再登校届け」をお渡しますので、医療機関の指示を受けて保護者が記入し、用紙を提出してください。(その間は、欠席になりません。)

*学校で起きた事故は、「独立行政法人・日本スポーツセンター」の治療補助対象となります。必要な用紙をお渡しますので記入後、学校に提出してください。

*病気などで体調の悪い時は、無理に登校させないようにしてください。

*再登校及び長期休業中の登校は標準服またはジャージとします。

*熱中症の予防対策として、年間を通して水筒の持参を認めています。ペットボトルは持ち込めません。